

令和3年第1回定例会

北本市健康福祉常任委員会会議録

令和3年 3月 5日 開 会

北 本 市 議 会

## 健康福祉常任委員会

1. 開会年月日 令和3年3月5日(金) 午前 9時00分
2. 出席委員 松島修一 委員長 金森すみ子 副委員長  
日高英城 委員 高橋伸治 委員  
渡邊良太 委員 岸昭二 委員
3. 欠席委員 (0名)
4. 説明のため出席したもの

### 健康推進部

西村昌志 健康推進部長

加藤啓一

健康推進部  
副部長兼  
高齢介護課長

佐々木由美子 保険年金課長

### 事務局職員出席者

関根麻衣子 主査

開議 午前 9時00分

○松島修一委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、議員を含め3人を上限として傍聴を許可することといたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時00分

○松島修一委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件でございます。委員の皆様の慎重なる審査をお願いいたします。

また、質疑につきましては原則として3回までとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、議案第13号 北本市介護保険条例の一部改正についての審査を行います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

岸委員。

○岸 昭二委員 じゃあすみません。何から聞きますかね。総括質疑でも結構出ていましたので、重複しますけれども、最初なので基本的なこ

ろからお伺いしたいと思いますけれども、今回の金額の変更は要するに事業計画の変更ですね。要するに7期から8期ということで、そのベースにあるもの、第7期と第8期はどういうところが違ってくるのかという金額の多寡だけじゃなくて、そのような計画そのものの詳しい説明は要りませんが、大まかでいいんですけれども、そのような中でまずそれが1点です。

サービス給付の増ということですが、102ページを見ますとサービス給付の総額が約168億ぐらいになるんですか。これは3年間の合計だということですが、これが私もその前の資料を全部足し込んでみたんですけども、160億ぐらいにはなるんですけれども、どういうふうにしたらこの数字が出てくるのかという、その説明と増の、要するに増額になるから値段を上げるわけですから、そこら辺の説明が基本だと思いますので、そこをお願いしたいと思います。まあいいや。ざっくりで。それが要するに給付総額が増えるということが1つ。

それと、人数が確定しないと1人から幾ら値上げしたらいいか分かりません。人数、認定者数なんですけれども、総括質疑の中で「見える化」システムという何かそういう説明もありました。「見える化」システムは何ぞやという、そういう説明とともに第8期の人数の確定が次の質問です。

あと4億円を今回使ったということですが、基金についても一応説明をいただきたい

と思います。4億円使った残金が幾ら残っているのかとか、そういう基金についてです。

あと一通り聞いておきます。11段階のいろんなところで出てきますけれども、これ114ページに11段階ということで、この説明では低所得者の負担に配慮し11段階でやっていると、設定しているというような説明がありますが、他市では11段階じゃないほかの方法もあるのか。そして11段階にすることによって、本当に低所得者に配慮した弾力化を図っていることになっているのかという。11段階ということについても説明をいただきたいと思います。

取りあえず第1回目はそこまでにしておきます。

○松島修一委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 それでは順次お答えいたします。

今回の計画につきましては、お示しのとおり第7期から第8期への介護保険事業計画の変更ということで、それに伴う介護保険料の改定でございます。そこで介護サービス給付費の関係でございますが、まず金額を申し上げます。7期のサービス給付費の総額といたしまして145億7,424万7,148円。一方、第8期の見込みでございますが、3年間でございます。167億9,013万3,780円でございます。差額でございますが、22億1,588万6,632円。伸びといたしましては、15%伸びが介護サービス給付費ということでの3年間伸びでございます。

まず、「見える化」につきまして申し上げま

す。「見える化」システムでございますが、国が、厚生労働省が所管しておりまして、全国の都道府県、また、市町村における介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援するための情報システムでございます。全国の市町村がこういった介護保険料、介護サービス給付費を算定するに当たりまして、それぞれ国が所管しております、「見える化」システムと申しますが、これらを使用いたしまして向こう3年間の介護サービス事業費あるいはそれに伴う保険料等へ導く、そういった算式等のシステムというふうな活用をしているところでございます。

そこで、改めて人数ということでございますので申し上げます。今回、北本市、11段階の設定でございます、順次申し上げます。まず、第1段階におきましては2,700人。見込み人数でございます。第2段階が1,238人。第3段階が1,078人。それから、第4段階が3,231人。第5段階、ここが基準額でございますが、3,124人。続いて第6段階が3,411人。第7段階が3,416人。第8段階が1,588人。第9段階が614人。第10段階が275人。第11段階が461人でございます。合計2万1,143人が見込み人数でございます。

3番目の基金の関係でございますが、今回、第8期の状況におきましては、約4億630万円と計画の中で基金を投入する予定でございます。現在の基金の状況といたしましては、令和2年度末でおおむね6億8,200万円ほどの基金残高があるわけでございますが、そのうち全額を投

入してしまいますと、その先の介護会計の運営等に支障を来すというような状況もございます。したがって、いざというときのどのまちもそうですけれども、調整分という活用の中でこの基金を運用している状況でございますので、一定量の介護サービス給付費を残すという考えが各自治体ともございます。したがって全額を投入することなく、今回の事業量に当たりましては計画といたしまして3年間でございますが、4億630万円の計画ということで設定をさせていただきます。

続いて、4つ目でございますけれども、北本市におきましては11段階の介護保険料の設定をさせていただきます。近隣の状況を申し上げますと、上尾市が11段階で同じでございます。また、桶川市と鴻巣市は各10段階という状況でございます。それぞれまちの状況等ありますので若干違いはございますが、近隣では10段階、11段階という状況でございます。

これにつきましては細分化することによって、きめ細かなそういった対応ができるということでございます。第7期と同様に11段階と設定することによって、きめ細かな保険料を設定いたしまして、保険料の軽減につながるというふうな期待もあるところでございます。その中にありまして第1段階につきましては、住民税非課税世帯の方の階層でございます。第1段階につきましては生活保護世帯受給者の方でございます。なお、この第1段階から第3段階にありましては、本来の保険料の負担の基準額と比較し

て、消費税導入に伴いましての負担軽減措置が講じられていますので、そういった国の補助金なんかも入ってきております。介護会計と出てくるわけでございますが、一定の配慮がされているという状況でございます。

以上でございます。

○松島修一委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 基本的なことを今聞いているので、もう一度聞きますけれども、要は11段階というのは基本ができれば後は割り振るだけの話です。だから第5段階の今回は6万円か。でも、この6万というのはそう。総括質疑の中でも基金を使わなかった場合、幾らになるのか。そこは別になると思うんです。それで計算された数字、あの後、大体合っています。要は500円アップじゃなくて1,000円アップぐらいになるわけです。ですよ。その金額を出すためのことを。サービス料が増えたということは分かりました。

あと人数も各階層ごとで細かく人数を教えてくださいましたけれども、7期と8期の差というのは8期のほうが増えているんですか。だから増えていれば当然たくさんの方が割り算すれば、要するに人数の増減も金額にはあまり関係ないのかな。そこら辺も関係あるのかなと思うんで、7期と8期に対するそこら辺はどうなのかな。今の説明は第8期の人数の見込みでした。今回、金額を上げることになったけれども、そこら辺の金額を割り出すときに必要なのかなと思って聞いたんですけれども、それについては

いかがですか。人数についてももう一度聞きます。

それと何を聞くわけだったのかな。じゃ、取りあえずそれだけお願いいたします。

○松島修一委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 それではお答えいたします。

計画上の人数でございますが、まず第7期の計画では6万4,270人。そして、第8期の計画では6万7,042人という推計でございます。伸びといたしましては2,772人の伸びでございます。そういった人数が高齢化に伴いまして増えてまいります。各階層における人数等が増えてまいりますので、おのずとそれに伴う給付費なんかも伸びてくるという状況でございます。

以上でございます。

○松島修一委員長 岸委員。

○岸 昭二委員 もう一つ聞きたかったのは、要するに今回基金を取り崩したということですが、取り崩さないで済む場合1,000円アップになります。毎月ですけれども、今回は500円のアップです。それに対して4億円使って基金を取り崩したと、その使用したことが適正かどうかということなんですけれども、そこら辺についてはどういう見解を持っているのか。

それと基金ですけれども、使っちゃったわけです。使っていなければ、またその3年後にもっとひどいアップになった場合に使うという方法もあるわけです。そういう中で要するに今回4億円を使ったということについての、今回と3年後のことも想定したそういうシミュレーション

とかが、そういうことも考えて基金を取り崩したのかどうか。基金を使ったということについての説明をもう一度詳しくお願いしたいというのが次の質問です。それを最終的に聞きたかったのかな。そう。他市のも聞いたし。じゃ、それでもう最後になっちゃうね。それで。じゃ、その質問でお願いします。

○松島修一委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 基金の投入でございますが、先ほど申し上げたとおり3年間に当たりましては約4億630万円ほどを投入する計画でございます。お話にございました基金の取崩し、あるいは全額充当、そういった兼ね合いの中で基金を例えば全額使わない、それから使うという選択肢があるわけでございますけれども、基金を全額投入した場合、お願いしている基準額としましては6万円、一方、基金を全額、現行のものを取崩して向こう3年間に投入するという場合の、保険料の基準額の見込みの算定金額といたしましては、5万5,800円程度を見込んでいます。

確かに現行の5万4,000円に比較しまして1,800円程度ということで、上がり幅が当然低くなるわけですが、基金を全額使うことによりまして向こう3年間は、仮にその3年間は基準額含めて各層の保険料が、介護保険会計が堪えるということも想定されますが、その先の3年間を見据えること並びに3年間で急激な伸びによりまして、介護保険料の給付の不足

が生じた場合に堪えられないという状況もございます。3年間のうちのときに何がしかの状況で給付費が堪えられないというときは、そういった場合を想定して近隣のまちと情報交換をいたしましたけれども、一定金額を給付の際の、私、調整分と申し上げましたけれども、そういったことで一定の余裕を設けた形でありませんと、介護会計が運営できないという状況がございますので、今回につきましては市の判断といたしまして、先ほど申しあげました金額を基金から取り崩す計画をもって基準額を定めたところでございます。

以上でございます。

○松島修一委員長 ほかに質疑はありませんか。

日高委員。

○日高英城委員 全然分からないのでよく教えてください。

7期の計画のままでお金をもらっていると、これから足りないよということで基金を充当というようなことかと思うんですけども、高齢者が増えてくると対象者が増えていくわけですけども、一緒に負担する人たちも増えてくるじゃないですか。ということは極端に足りなくなるというよりも、100人のおじいちゃんに対する割合が増えているとか、個人の使うサービスが増えているとかそういう要因がないと、極端に増えていかないんじゃないかと。要は負担者と受給者の割合が一緒でそのまま推移していけば、そんなに大きく変わらないんじゃないのかなと素朴に思ったんです。ということは7期

の計画が甘かったのか。そんなことはないよということもあると思います。その辺の仕組み等を教えてもらいたいのと、北本市は国とか埼玉県内に比べて認定率が低いじゃないですか。国に比べると半分近いです。ということは北本市が元気なのか、認定が辛いのか、その辺の現状はどうなんでしょう。お考えとして。その辺を教えてくださいませんか。

○松島修一委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 なかなかサービス量の見込みにつきましては難しい部分がございますが、こちらにつきましてはまた後ほど補正内容、当初予算のほうでサービス費の補正等もお願いするわけでございますが、状況を眺めますと施設給付のほうはやや伸びてきているのかなというふうな状況もございます。居宅もさりながら施設給付なんかも伸びてきているということございまして、介護度につきましては上のほうの要介護度の大きい数字の方の状況も変化あるかなというふうに見込んでおります。介護認定の推移の一例を申し上げますと、令和2年3月31日、令和元年度末でございますが、例えば要介護4と5あたりを眺めますと、要介護4が340人、それから要介護5が223人という状況でございます。そして、令和3年2月1日でございますが、要介護4が358、要介護5が226人ということで、増えてきている状況もございます。全体として介護認定の推移を眺めたときに、人数が増えてきているのは事実でございます。そういった要介護が高い方に

ついて増えていくというような事実がございます。

そういったことから、確かに人数の伸びと同時に高齢者の中で介護度の高い方が増えてきているのかなというふうなことで、サービス給付費もおのずと伸びてきているんじゃないかなというふうに推測されるところでございます。介護予防関係を取り組んでおりますが、施設等を中心としての給付費が伸びているというのも事実でございます。

続いて認定率の関係でございますが、まず令和2年度、まだ終了しておりませんが、見込みといたしましては2,969人の総数で見込んでおります。これにつきましては要介護、要支援ということで全体の要支援1と2、それから要介護1から5の総人数でございます。それが見込みといたしましては令和3年度3,086人、それから、第8期の計画におきましては令和5年度では3,348人と、伸び率が8.3%伸びる状況もでございます。そういった認定者数の伸びがございましたが、認定率の関係で申し上げますと細かな県内の動向は把握しておりませんが、北本市におきましては介護予防につきましては一例でございますけれども、とまちゃん体操だとか、そういった介護予防につながる事業展開を自治会等を中心に展開していただきまして、要介護に至らないようなそういった施策を展開していることによって、その辺の状況も違ってくるのかなというふうに推測されます。

以上でございます。

○松島修一委員長 日高委員。

○日高英城委員 お金のほうなんですけれども、要介護4と5の人が増えているよということですからけれども、高齢者も増えている。結局2、3、4、5って順繰りになっていって最後は亡くなっていくので、全体が増えたから重度が増えたということじゃないんですか。そうすると結局順繰りで回っていくんで、ここで急激に増えるというようなロジックにはならないんじゃないのかなって思うんですけれども、その辺を教えてください。

それと8%か何かの増加って、2,969人から3,348人に増えていくよということなんだけれども、これは実数の増加のパーセンテージで、全体から見たパーセンテージではないのかな。だから全体的に介護認定率が上がってくると、本当にこれだけの増額で大丈夫なのという、逆にもっと上げなきゃいけないんじゃないのという不安もある。

それと、施設給付が伸びてきていて重度の人が増えてきているということなんだけれども、この先施設がいっぱいできて、それなりに高齢者にはいい環境が整った反面、持ち出しがまた増えていくという、この辺の悲しいさがみたいところ。今後どんどん施設を増やしていかなきゃいけないのか、現状のままで我慢してもらうのかという、その辺のお考えも含めて、じゃ、ちょっと教えてください。

○松島修一委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 順

次お答えいたします。

介護度の要介護1から5までございますけれども、それらが例えば変更して、そしてみとるといような、そういうお話でございましたけれども、まず、介護認定をさせていただきまして、その後、期間を置いて変更とか確かにございます。介護度が上がる場合もありますし、状況によっては介護度が下がるという事例もたしかありました。ただ、おおむね介護認定の現場の中では、介護度が固まりますと、その介護度で進むという状況が多いのかなというふうに考えております。

それから人数がそれを追って伸びて、給付の関係でございいますが、こちらの算定に際しましては、先ほど申し上げました国の「見える化」システムを用いた算定をいたしております。サービスにつきましては、全国のそういった自治体のサービス関係の基礎資料等を国が持っております。それをを用いたシステム化の中で運用させていただいておりますので、現状で第8期の計画については「見える化」システムを用いることによって、3年間のサービス給付並びに介護保険料等を設定させていただきましたので、現行の3年間の計画をさせていただきましたので、見込みとしては心配ないという見込みでございます。

それから、施設の関係での負担増ということが3つ目でございます。様々な福祉施設や高齢介護施設等が今後予定されておりますけれども、それに伴いましては公費負担、国・県の負

担金等がございますので、確かに市の持ち出しが増えるわけではございますけれども、法定の割合分についての国・県の負担金がございますので、それを充当することによって給付費を賄っているという状況でございます。

以上です。

○日高英城委員 分かりました。

○松島修一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○松島修一委員長 じゃ、1つ2つだけ。すみません。

○金森すみ子副委員長 松島委員、お願いします。

○松島修一委員長 もうちょっと大きな声で。

○金森すみ子副委員長 もう1回言うんですか。

松島委員。

○松島修一委員 じゃ、私から質問したいんですが、先ほどの11段階とか、あるいは桶川市と鴻巣市が10段階とか、これはある程度自治体の裁量があって、そういう部分は多少裁量権の中でやっていると思うんですが、そもそも基準というのが何を基準にしてやっているか。もともとの大きな基準があると思うんですが、その辺のところをもう一度確認させてください。

それから、あと基金の取崩しが3年間で4億円強、4億600万ということですか。ということで1年間にすると1億三千数十万という格好になると思うんですが、これ、それぞれの単純に均等でやっていくのか、あるいは収支状況で少し変動があるのかどうか分かりませんが、その基金の年度ごとの見通しというのをもう一度

確認できればなと思います。令和2年度は予定では6億8,200万ということですよ。年ごとの4年後の数字はどのくらいになるのかということで、単純にいくと毎年取崩しして、積み重ねればそのまま減っていただけなんですけれども、その辺についてはどう考えているのか。

○金森すみ子副委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 それでは順次お答えいたします。

まず、階層の段階でございますが、北本市におきましては第7期同様第8期では11段階を採用してございます。近隣等で先ほど申し上げたとおり10段階等を活用している市町村もございます。国においては9段階が基本でございますが、北本市におきましては保険料の全体的な細分化をすることによって、低所得者への配慮等を含めた中で11段階という形に市として設定させていただいたところでございます。

また、基金の見直しにつきましては、約6億8,000万のうち3年間で計画では4億630万円を投入するという予定でございます。その先の4年後となりますと、現行のまた8期の計画がでございますので、3年間の運営状況を見た中で介護サービス費の上昇等でこの基金のやりくりを含めて残がでるのか、あるいは不足がでるのか、そういった状況が出ますので、ここではなかなか将来推計は難しいという状況でございます。

以上です。

○金森すみ子副委員長 松島委員。

○松島修一委員 確認ですけれども、基金の取崩しは3年間均等に3分の1ずつ取崩していくという、必ずしもそうではなくて、一応その辺を基準に考えていくということでもいいんですか。全部もう3分の1で取り崩すんだということでは必ずしもなくて、そういうところを基準にしながら弾力的に運営していくという考え方でいいのでしょうか。

○金森すみ子副委員長 加藤高齢介護課長。

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 基金の投入につきましては3年間で4億6,300万円でございますが、4億6,030万円でございますが、

〔「4億630万円」と言う人あり〕

○加藤啓一健康推進部副部長兼高齢介護課長 4億630万円でございますが、これは3年間の投入の予定金額でございます。この事業計画8年間につきましては初年度、2年度、3年目と予定では少しずつ上がっていくのかなと見込んでおります。事業計画上、給付費が伸びているという設定をしておりますので、それに伴っての基金の取崩しが初年度に比較すると2年度、3年度ということについてはだんだんと増えてくるという見込みでございます。

以上です。

○松島修一委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○松島修一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松島修一委員長 それでは、質疑がないようで

ございますので、質疑を終結いたします。

〔挙手全員〕

続いて、討論に入ります。

○松島修一委員長 挙手全員でございます。

討論のある委員の発言を求めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〔「なし」と言う人あり〕

○松島修一委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

以上で、議長から健康福祉常任委員会に付託されました議案2件の審査が終了いたしました。

これより採決を行います。

なお、委員長報告の作成については正副委員長に御一任頂き、案を作成後、皆様に配付し、御意見を伺いたいと考えますが、いかがでございますでしょうか。

議案第13号 北本市介護保険条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松島修一委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○松島修一委員長 そのようにさせていただきます。

続いて、日程第2、議案第14号 北本市国民健康保険条例の一部改正についての審査を行います。

それでは副委員長、閉会をお願いいたします。

直ちに質疑に入ります。

○金森すみ子副委員長 以上をもちまして、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

質疑のある方の発言を求めます。

御苦労さまでした。

〔「なし」と言う人あり〕

閉会 午前 9時31分

○松島修一委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある委員の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○松島修一委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号 北本市国民健康保険条例の一部改正について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。